

第 28 回子供に万引きをさせない連絡協議会

日時：令和 7 年 12 月 15 日(月曜日)

東京都庁第一本庁舎北側 34 階 34B 会議室

オンライン会議

(午前 10 時 00 分 開会)

○事務局職員 お待たせいたしました。定刻になりましたので、これより「第 28 回子供に万引きをさせない連絡協議会」を始めます。本日は御多用の中、御参加いただきまして、ありがとうございます。私は本日、協議会を行なう事務局の堀口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでははじめに、協議会開催に当たり、会長よりご挨拶があります。文教大学人間科学部 教授 須藤様、よろしくお願ひいたします。

○須藤会長 皆さん、おはようございます。本協議会の会長をしております、文教大学の須藤でございます。開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本協議会は、子供の非行防止と健全育成を目的として、特に万引き防止への取組を行うために平成 18 年度から実施されました。以来、関係各団体のご協力のもと、本日まで活動を続けていただきました。東京都内の万引き件数につきましては、本日警視庁からご報告いただきますけれども、昨年よりも増加しております。少年非行全体を見ますと、昭和 60 年頃をピークに減少傾向が続いておりましたが、令和 4 年から増加に転じ、令和 5 年には前年比 25.3% 増となっております。これは法務省が公表している犯罪白書のデータからです。したがいまして、東京都だけの問題ではなく、全国的な課題になっているかと思います。その原因は必ずしも明らかではございませんけれども、この増加に転じた傾向については、注意深く見ていく必要があろうかと思います。

特に万引きは少年非行の大半を占めておりまして、いわゆる非行の入り口と言われる行為であります。したがいまして、いかに万引きを防止するかが極めて重要でございます。学校を中心とした社会全体での啓発活動、そしてご家庭における指導というものが欠かせないものでございます。

本日はそういう観点から、活発な協議をお願いできればと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局職員 それでは本日の流れについて、ご説明いたします。次第の「3 報告」では、東京都及び警視庁の取組について、各担当よりご報告いたします。報告に関する質疑応答は、3 件の報告がすべて終了した後で、時間を設けます。

次第の「4 講演」では、須藤教授から、「万引き防止の理解と対応」について御講演いただきます。本講演は、昨年度の協議会におきまして、万引き防止のため、万引きを行う側の心理についての理解も必要とのご意見等を踏まえたものになります。講演後、質疑応答の時間を設けます。

次第の「5 協議」では、東京都より万引き防止の取組についての提案が主に 2 点ございますので、1 点ずつ協議を行なうことを考えております。これ以後、議事の進行は、会長が行います。それでは、須藤会長、よろしくお願ひいたします。

○須藤会長 ここからは、私、須藤が進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひい

いたします。それでは、次第の「3 報告」に移ります。まず、東京都より「子供の万引き防止に関する都の取組」につきまして、説明があります。東京都都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課よろしくお願ひいたします。

○共生社会担当課長 東京都の宮澤です。私からは、令和6年度から令和7年度にかけての「子供の万引き防止に関する都の取組」についてご報告させていただきます。

はじめに、万引き防止啓発リーフレットについて、概要と実施状況をご説明します。都では平成19年度から、子供達の発達段階に応じた、効果的な万引き防止の啓発を行うために、都内の全小学校の2年生と5年生、また全中学校の2年生等を対象に、毎年度リーフレットを作成して配布しております。

都内国公私立小中学校等の教職員を対象に実施した令和7年万引き防止啓発資料リーフレット活用状況調査では、肯定的な回答が73%でした。これは前回令和5年度に調査した回答とほぼ同程度の割合となっています。加えてリーフレットについて、「発達段階に応じて指導しやすい」「要点を絞って活用しやすい」「リーフレットがあると、万引き防止を話題にするきっかけになる」「〇×クイズがあり、自分事として考えさせられる」など好意的な意見が見られました。また、都への要望として、「短時間で指導できる教材がほしい」「保護者や地域に対しても啓発してほしい」「リーフレットを今後も継続して作成し配布してほしい」「デジタル教材がほしい」などが見られました。都では、子供用のリーフレットだけでなく、指導者用として「活用の手引き」「指導例」を作成し、都ホームページに掲載しております。今回の調査による意見を踏まえ、リーフレットだけでなく、「活用の手引き」「指導例」も改訂する予定です。

こちらは、健全育成音楽劇を鑑賞した後に、リーフレットを活用して学んだ児童を対象に調査を行った結果です。ご覧のように、約96%の児童が「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」という肯定的な意見でした。

次に、健全育成音楽劇についてご報告いたします。まず概要です。万引き防止をテーマとした声楽団体による音楽劇を上演することで、児童と保護者、地域住民などが万引き防止について考え、「万引きをしない、させない、見逃さない」という気運を醸成する機会としております。本事業は平成20年度から実施しています。令和元年度からは、都内の国公私立小学校等を対象に募集し、毎年度4校を選考して実施しております。今年度は御覧の4校で実施しました。保護者などを合わせて、合計で約2,120名が観劇をいたしました。

児童は音楽劇を鑑賞した後、「万引き防止啓発リーフレット」を活用した学習を行いました。リーフレットや都ホームページ掲載のデジタル教材を活用して、個人で考え・判断する学習を行い、個人の考えをグループや学級全体で発表して共有し、学習のまとめとしました。万引き防止啓発作品を制作することで、万引き防止についての学びを深めました。

最後に、万引き防止啓発作品についてご説明します。令和2年度から、音楽劇を鑑賞した児童に万引き防止啓発作品として標語を制作してもらっています。今年度は、児童が多様な方法で表現できるようするため、標語にイラスト、4コマまんがを追加しました。児童の作品から各学校が選出した代表作品を都に提出してもらいます。

令和6年度は、代表作品の中から各学校2作品ずつ、合計8作品を優秀作品として委員の皆様の審査を基に決定しました。啓発物として、優秀作品を掲載したステッカーとポスターを作成しました。これらのステッカーについて、音楽劇実施校をとおして、学校近隣の商店街等に配布し、掲示していただきました。

今年度は、標語に加え、イラスト、4コマまんがも掲載したステッカー、ポスターの作成を検討しています。

子供の万引き防止に関する都の取組について、私からの報告は以上になります。

○須藤会長 ありがとうございました。質問等については、3つの報告が終わったときに行いたいと思います。続きまして、警視庁より「東京都内における少年の非行」について説明があります。警視庁 生活安全部 少年育成課よろしくお願ひいたします。

○少年育成課係長 少年育成課の伊藤と申します。管理官の坂本の代理として報告させていただきます。東京都内における少年の非行についてご説明をさせていただきます。

まずこちらは昨年の令和6年と一昨年の令和5年の少年の検挙・補導人員の推移でございます。令和6年に刑法犯で検挙・補導された少年は4,101人で、令和5年から754人増加しております。刑法犯のうち、窃盗で検挙された少年は2,189人。令和5年と比べ392人増加いたしました。さらに窃盗犯のうち、万引きで検挙・補導された少年は1,253人、令和5年と比べて192人増加いたしました。

次に、全国統計との比較でございます。令和6年において全国の万引きの検挙・補導数は4,999人です。都内で検挙・補導された少年は1,253人ですので、東京都の割合としては25.1%、全国のほぼ4分の1を東京都が占めているということになります。

続きまして、都内の万引きで検挙・補導された少年を学職別に分類したものでございます。小学生が435人、前年比22人の増加、中学生は276人で56人の増加、高校生は317人で59人の増加などと、ご覧のとおり全ての年代で増加傾向を示しております。小学生が435人と最も多く、全体に占める割合が35%となっていることで、小学生による万引きが高い割合を占めていることがお分かりいただけるかと思います。なお、参考でございますが、令和7年につきましては、10月段階での実績ベースですが、昨年よりも減少しているという情報を収受しているところでございます。

次に、万引きの犯行動機と場所をまとめたものになります。犯行動機で最も多いのは、対象物自体の所有・消費で1,131人、全体の90.3%を占めています。犯行場所で最も多いのはコンビニエンスストアで698人、55.7%です。次に多いのは商業施設で322人、25.7%となっております。身近にあるコンビニでの万引きが多いことがお分かりいた

だけるかと思います。

説明は以上となりますけれども、少年育成課では万引き防止のため、小学校高学年などより早い段階で指導を行うため、学校からの要請に応じるだけではなく、警察側から積極的に働きかけをするアウトバウンド型を基本としています。多くの方々の意識付けを行っていくべく、新入生保護者説明会などの機会を生かした啓発活動を実施してまいりますので、引き続き皆さま方のご協力を賜りますようお願いします。報告は以上です。

○須藤会長 ありがとうございました。では続きまして、東京都より子供の非行防止・健全育成に関連している万引き防止対策以外の取組として、「昨今の状況も踏まえた若者を加害者にさせない都の取組」につきまして説明があります。東京都都民安全総合対策本部総合推進部治安対策課よろしくお願ひいたします。

○治安対策課課長代理 それでは、東京都都民安全総合対策本部総合推進部治安対策課横田からは、「昨今の状況も踏まえた若者を加害者にさせない都の取組」についてご報告させていただきます。

治安対策課では、主に3つの事業を行っています。特殊詐欺対策、女性に対する犯罪の防止対策等を行う身近な犯罪の防止対策、外国人の不法就労防止や滞在支援対策を行う事業、最近よく聞く匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウに巻き込まれないための対策も実施している、暴力団排除対策も実施しています。本日はその中で、特殊詐欺加害防止対策として実施している闇バイト対策、そして暴力団や匿名・流動型犯罪グループの排除に向けて、青少年へ実施している取組についてご説明させていただきます。

それでは特殊詐欺加害防止対策として実施している闇バイト対策について、説明をさせていただきます。都内の特殊詐欺被害額について令和6年は約153億と、過去最悪となりました。また令和7年上半期においても、都内の被害額は約150億円と、例年の約3.2倍に急増しております。当課においても、被害防止の動画を作るなど、新たな取組みを実施しております。また特殊詐欺対策は被害加害両面からの啓発が大事ということで、これから青少年に対し実施している特殊詐欺加害対策、いわゆる闇バイト防止対策についてご説明をさせていただきます。

まず令和6年に警視庁が検挙した被疑者の総数は607名ですが、そのうち114名が20歳未満の少年です。特殊詐欺には様々な役割の者が関わっています。現金やキャッシュカードを被害者から直接騙し取る役や、現金の引き下ろしを担う受け子や出し子として犯罪に関わってしまった若者が増えています。東京都では以前より特殊詐欺加害防止対策として闇バイト対策を行ってきましたが、昨年闇バイトが関係した強盗事件が相次いでおります。各地で逮捕される事件も発生するなど社会問題化したことも踏まえ、闇バイトの危険性について啓発を行っている特殊詐欺加害防止特設サイトの周知の徹底や、新しいコンテンツの性格などを今年度は行っております。

まず闇バイトは、インターネット上の闇バイト関連のサイトや、SNSにて募集され

ているケースが多いことから、以前より Yahoo!JAPAN や Google のディスプレイ広告、X や Instagram などの広告を実施してきています。今年度からは新たに LINE と YouTube でも広告を行うこととしました。また広告をクリックすると、令和 4 年度より実施している特殊詐欺加害防止特設サイトに誘導されますが、こちらにも新たに制作しました啓発動画を掲載しました。ではここで今年度新たに制作した啓発動画をご覧いただきたいと思います。いわゆる最近若者がよく見ている縦型で制作した動画となります。

＜動画視聴＞

特設サイトでは、その他に闇バイトを思い留まらせるためのコラムを定期的に掲載したり、特殊詐欺の用語解説や相談支援機関を紹介したりしています。

また、主に大学生を対象とした啓発を紹介します。大学内のコピー用紙の裏面や、学食内のトレーを活用した広告を実施しています。広告内容は、左のデザインのものとなっています。また右に掲載したリーフレットを各大学へ配布しております。

さらに、今年度青少年向けの闇バイト啓発漫画や、保護者向けの Web コンテンツ記事を作成いたしましたので紹介させていただきます。闇バイトの危険性を訴える啓発漫画を制作し、つい先日の 12 月 4 日に公開いたしました。啓発対象者である若者を、小学生高学年・中学生版、高校生版、大学入学生版、大学卒業時版の 4 世代に分けて制作しております。それぞれの年齢層に応じた取り巻く危険性を具体的に視覚で訴える事が可能な内容となっており、闇バイトに対する知識や、巻き込まれそうになった際の対処方法を身に付ける必要性を自分事として受け止めることができる内容となっております。小学校高学年・中学生版、高校生版については、学校を通じて展開依頼をしております。また SNS ターゲティング広告や、若者がよく集まる場所でのデジタルサイネージ対策などを実施し、より多くの若者に読んでもらうよう取り組んでいるところです。

次に、保護者向けの闇バイト防止コンテンツを紹介します。こちらも闇バイト防止対策の一つとして、新たな取組となっています。青少年が闇バイトに巻き込まれないよう、青少年の行動に关心をもち、異変を感じた際に青少年から情報を聞き出す方法など、保護者に知ってもらいたい情報を事件に関わった人は有識者を通じて記事化し、特設サイト等へ掲載しております。こちらも多くの方に見てもらうよう、これから広告等を実施していく予定です。

次に職員が実施している講話についてご説明します。都内の中学校や高校へ出向いて、特殊詐欺に関与しないよう防犯講話を実施しております。今後これらの講義でも、先程紹介した啓発等を紹介していく予定です。

以上が闇バイト防止対策になります。闇バイトは犯人グループに利用された加害者自身も不幸に陥り、時には人生を台無しにしてしまう、許しがたいものです。引き続き啓発コンテンツを活用しながら、幅広い周知活動を実施してまいります。

続きまして、暴力団対策についてご説明します。東京都では、社会全体で暴力団の排

除機運を高めるためのキャンペーンを実施するなど、暴力団追放運動推進都民センターや、警視庁と連携した広報活動を行っています。都内の暴力団構成員は年々減少しています。一方で匿名・流動型犯罪グループ、トクリュウといわれる明確な拠点を持たない犯罪集団が身近な犯罪の近くに存在し、新たな治安上の脅威となっていることから、東京都ではこのトクリュウ対策についても実施しております。

この匿名・流動型犯罪グループとは暴力団と異なり、SNSを通じた緩やかなつながりや結び付きで、離合集散を繰り返すなど、その姿が流動的であり、また匿名性の高い通信手段等を利用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺等の違法な資金活動や資金獲得活動等で蓄えた資金をもとに、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動へ進駐したりするなど、その活動実態が匿名化・秘匿化する状況が見られるグループを指します。昨今の闇バイト強盗なども、これらのグループが関わるのではないかと言われています。匿名流動グループの中には、資金の一部が暴力団へ流れていると思われるものや、暴力団構成員グループのトップやメンバーに資するもの、暴力団と共に謀して犯罪を行っている者も確認されていることから、暴力団対策と合わせて対策を実施しています。

まず匿名・流動型犯罪グループ加害防止リーフレットを作成し、希望する学校などに配布しております。また、スポーツイベントにブース出展を行い、暴力団やトクリュウの排除を呼びかける啓発品の配布と合わせて、リーフレットの配布もしております。また都内の中学校や高校で、プロの迫真の演技を通じて、安易な気持ちで加担してしまう青少年や、青少年を利用しようとする暴力団の実態を伝える実演式講話を実施しています。演劇を通じてその危険性を分かりやすく伝えており、高い評価を受けております。

以上が暴力団対策となります。治安対策課としては若者を加害者にさせない取組を実施していくたいと思います。特に加害者にさせないためには、「疑う・調べる・相談する」ことが大切なポイントとなっております。このポイントを、啓発を通じて広めていきたいと考えています。

様々な啓発を通じて、少しでも多くの若者が犯罪に加担し加害者とならないよう、引き続き啓発活動を実施してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○須藤会長 ありがとうございました。以上3点のご報告をいただきました。では、委員の方から特にご質問等ありますでしょうか。ございましたら、適宜声を上げていただければと思います。いかがでしょうか。

では私から1点ほど質問いたします。先程闇バイトやトクリュウの話があつたかと思います。闇バイトに加担してしまうのは、ある意味巻き込まれていく被害的な面もあるかと思います。安易に闇バイトへ応募する事自体が問題ですが、いかにそこから引き返すか、戻っていくかという意味で、そういう人に対しての相談窓口の話も少しあつたかと思います。その点について、先程少々急ぎ足であった感じがありましたので、手を染めてしまった子供たちが相談する窓口について、ご説明をお願いできますでしょうか。

○治安対策課課長代理 治安対策課の横田です。闇バイト防止啓発に関しましては、基本的に治安対策課といたしましては関わってしまったとか、関わってしまったかもしれない場合には警察へ通報をするようにしてもらっています。警察への通報について敷居が高いという場合には、#9110というところで、警察の相談窓口へ連絡をしてもらうという案内をしています。

また、先程説明した、特殊詐欺加害防止サイトにAIチャットボットというものがございます。特設サイトには色々なコラムと併せて、相談窓口を掲載していますが、AI相談窓口では、色々な相談を書き込んでいただきますと、適した相談窓口というものを紹介してくれるようになっております。特殊詐欺や闇バイトに加担してしまったという時には、なかなか相談できないところもあると聞きますが、早めの相談が重要ですので、そこに結び付けるように今後も広報を実施していきたいと考えています。

○須藤会長 ありがとうございました。そうですね。そこも大事なところだと思います。私のゼミ生の卒業研究で、自分が被害者になるのではないかという被害不安ばかりではなく、加害者として加担してしまうのではないかという不安を抱く学生が一定程度いることが明らかになりました。自分が加害者になるかもしれないと認識した段階で抜け出せる、そういうルートも作っておくことが大事だと思いました。

他に何かありますか。特に無いようですので、次に私の方から「万引き防止の理解と対応」ということで、30分程度お話をさせていただきたいと思います。

○須藤会長 まず私の自己紹介ですが、長年家庭裁判所の調査官として、少年非行に関する仕事をしてまいりました。2010年4月から大学の教授へ転じております。専門は犯罪心理学、家族心理学となります。社会活動はスライドのとおりで、学会役員その他をしております。研究活動としては、心理学が刑事裁判へどのような貢献ができるのか、刑事裁判の心理鑑定の実践を通じて研究しています。主な論文著書はここにあるとおりですが、実はこの10月に「学校関係者のための非行心理学入門」という本を刊行しておりますので、ご紹介させていただきます。

まず万引きに限らず、非行をどう捉えるかというところをお話させていただきます。非行の原因というのは様々で、1つに限定されることはありません。生得的という生まれつきの要因、心理的・発達的な要因、さらには家庭、学校といった社会的環境要因、これらが相互に影響しあいながら形成されているというのが、今日的な捉え方であります。スライドを見ていただければと思うのですが、特に自己肯定感が低いこと、他者への共感性が欠如していること、認知に偏りがあることなどが特徴です。認知のゆがみとは、物事の状況をどのように捉える、理解、解釈するに当たって、被害的に捉えてしまうとか、暴力での解決に頼ろうとするなどの側面を意味します。虐待を受けていた子の中には、自分の暴力を受けた体験から、成長するにつれて暴力に頼ってしまう傾向が出てくることがあります。

それからアタッチメント障害についてです。これは後でお話します。

家庭環境の要因については、不和や放任、経済的困窮などが挙げられます。そうしたより深刻な家庭で育った人について、「小児期の逆境体験」という精神保健上の有害体験になるとも言われていますその他、学業不振やいじめなどによる学校不適応があります。子供たちの中には、リストカットなどの自傷行為も見られます。最近では、SNSやネットワークを用いた犯罪というものが出てきており、闇バイト等へ巻き込まれる子供も少なくありません。

では、非行・問題行動をどのように捉えるかという視点についてお話します。重要なのは、表面に表れた行動だけではなくて、その背景にある様々な問題を捉えていくことが大切だと思います。表面的な行動を叱責するだけでの関わりでは、必ずしも効果的とは言えないといったところがあつて、生育環境上の様々な課題を抱えている子供の場合、かえって被害感を強めてしまうという、マイナスの面もあります。したがつて、非行や問題行動は、本人が抱える危機のサインとして受け止めることが支援の第一歩となるのというのが私の考えです。

一見身勝手な行動に見えて、本人の中では「このままではいけない」という潜在的なニーズがありますので、そこを見ていくということです。そう考えていきますと、表面的な行動を叱るだけではなくて、そういう問題行動を入口として対話を特に重要視することです。学校現場では、生徒指導という言葉を使いますけれども、指導的側面ばかりではなく、教育相談的な視点が必要となってくるということです。したがつて、指導的な側面と、対話によって本人の悩みや課題を聴いていく傾聴、この2つが組み合わさったハイブリットな対応が重要になってきます。

これまで研修その他の講演の中で、非行・問題行動を理解するための視点として、5つのポイントをお話してきました。第一に、非行をとおしてどのような欲求充足を図ろうとしているのかについてです。第二に、非行をとおしてどのような不安を回避しようとしているのかについてです。第三に、非行の中にどのような対象関係（対人関係）、行動パターンがあるのかについてです。第四に、自我のコントロール力がどの程度あるのかについてです。第五に、家族関係等、少年がよりどころとする支える環境の質はどうなのかについてです。これらについて、それぞれ詳しくお話させていただければと思います。

まず、非行をとおしてどのような欲求充足を図ろうとしているのかという点です。欲求充足と言っても、様々な欲求充足があると思います。ただで手に入る、腹が立ったから殴った、といった直接的な欲求充足もあるのですが、一方で、問題行動を通じて仲間から認められたい、自分だってこういうことができるんだという承認欲求など間接的な欲求充足もあります。ここに含まれるのは、劣等感を否定するような行為として劣等感の補償、自分ならできるという自己拡大感、誰かに助けを求めたいといった潜在的な援助希求などがあります。

ここで、中学校時代の同級生と深夜の学校へ入り込み建造物侵入で捕まった16歳の女子少年Aの例を挙げてみたいと思います。

少年Aは高校を中退したあとで家族関係が悪化し、夜遊び等々を同級生と繰り返していました。家族関係の悪化に伴う居場所感のなさから夜遊びをしていましたが、ある日、良い思い出が詰まった中学校に行ってみたいという気持ちから今回の事件になってしまいます。こうした行為は、現状の居場所のなさという辛い状況から、一時的に逃避する場として学校へ進入したというふうに理解ができます。これも欲求充足という側面から理解できるわけです。

次に、非行・問題行動をとおしてどのような不安を回避しようとしているのかという点です。子供達は程度の差はある、成長の過程で様々な不安に直面します。不安をどの程度耐えられるのか、そうしたときにどう対応すべきなのか、これらには個人差があります。また、本人を支える家庭環境や学校環境との関連でも考える必要があります。年齢が低くなるほど環境面の影響を受けやすいので、環境の重要さが相対的に高くなります。不安は様々で、将来への漠然とした不安もあるでしょうし、仲間外れにされる不安や親から見捨てられる不安など、人によって異なります。特に親から見捨てられる不安を抱えている子にとっては、相当深刻さがあります。そうした不安に対処していくにしても、迫りくる不安に押しつぶされそうになって、それを回避しようと不適切な行動を取る場合があります。先程の事例で言いますと、高校を中退して先が見えない生活という不安を回避しようと、夜遊びに逃避していたと捉えられるわけです。

次に、非行・問題行動の中にどのような対象関係（対人関係）、行動パターンがあるのかについてです。非行・問題行動というのは、単独であったり、または集団で徒党を組んだり、複数であったりするわけです。同じ集団暴力行為でも、普段から上下関係や主従関係があったのか、そうした行動は普段の行動と連續線上にあるのかといったところから見ていくことがあります。単独での場合、日常の振る舞いと一貫しないように見える行動もあったりもします。そういうことが何を意味するのかというのが、重要なっていくということです。

これは高校生Bの事例です。事例は全て実際の事例ではなく、私がこれまで数多く経験した事例の中から、複数の事例を組み合わせてお話ししているということを念のため申し上げておきます。この高校生は、銀行強盗で逮捕されました。高校生が銀行強盗するというのは、かなり珍しいです。この高校生は普段から遅刻や欠席がなく、おとなしく真面目でした。それがなぜ銀行強盗といった大それたことをしたのか。家族や高校の先生も大変驚き困惑していました。このケースについて詳しくお話しする時間はないので、簡単に申し上げますと、インターネットで多額のゲーム課金をし、それをどうやって返済したら良いのか精神的に追い詰められていたということです。

また、これまでB君については見過ごされていたA S D（自閉スペクトラム症）とい

う発達障害があることが分かりました。この障害を持っている方の特性として、柔軟な思考が苦手であり、誰にも相談できずにどんどん追い詰められていきました。問題解決の視野も狭いために、思いついた銀行強盗に走ってしまったわけです。普段の行動と非行とのギャップの背景を分析していくところでした課題が見えてくることがあります。

次に、自我のコントロールの問題です。私は自我のコントロール力というのは、現実検討の力と、感情のコントロールをする力の二つの側面で捉えています。現実検討力というのは、例えば「悪いことをして捕まると高校を退学になってしまうかもしれない」など、行為とそれがもたらす影響を予測する力です。現実検討力があれば、当然、非行等の抑止に繋がるということになります。ですから思いつきのままで万引きを繰り返していたのであれば、現実検討力は非常に弱いことになります。

次に感情のコントロールです。普段我々が生きていくうえでいろいろな感情を抱くわけですけれども、それを適度に制御するということを求められます。カッとなっても暴力をしないように自分自身を制御しないといけないわけです。仮に暴力をふるってしまったとしても、その暴力に至る過程を丹念に探り、暴力への躊躇があったのかなかったのか、そのときにどのような感情があったのか、そういうものを丁寧に見ていくことで、本人の力の程度を見ていくことが可能になります。

最後に、児童・生徒の支える家族関係等の環境面についてです。まず、家庭とアタッチメントが重要だということを申し上げます。子供が家庭から安心感・安全感が提供されることで、身体的・情緒的な成長が促されると考えられています。親の情緒的応答性、それは、子供が嬉しかったと思うときの話をしたとすれば、それは良かったねとか、子供の心に応じた共感的な応答をするということですね。こういった親子の関係性は、親子間の基本的な信頼関係を醸成しますし、情緒の安定、社会化（規範意識の内面化、ソーシャル・スキル）の発達に寄与すると考えられています。その中でも特にアタッチメントと言うのが非常に大切だと考えられています。このアタッチメントは心理学で使われる用語です。要するに危機の際に子どもが養育者に「引っこく」行動に由来する概念です。小さな子供が怖い思いをした際に、親へ駆け寄って抱っこしてもらうシーンは、容易に想像できると思いますが、そういったことです。そうしたことから精神的な安定性を取り戻すわけです。幼少期は身体的接触を通じて行われますけど、成長とともに心の中にそういった頼りになる親のような存在を抱けるようになると、精神的な安定性が増していきます。こうした心の動きを内的作業モデルと呼んでいます。非行の事例には、こうした親との間で安定し、安心できる関係性というものが、醸成されていない子供達が多いですね。虐待や不適切な養育環境により、アタッチメント関係が十分に形成されないまま思春期を迎える子どもも多くみられます。こうした子供達は安心感や安全感を持てず、いわゆる不良交友に傾倒してしまいます。また、女子少年では、不適切な異性関係に巻き込まれてしまうリスクが高まるといったところが認められます。

以上、非行全体を捉える視点として、ベーシックなところをご紹介いたしました。

それでは、万引きの事例で考えてみたいと思います。事例の概要ですが、A子は高校1年生です。5月の連休中、高校で友人となったB子やC子と一緒に遊びに出掛けた際、デパート内でアクセサリーその他数点を万引きしたという事例です。実際に万引き行為をしたのはB子とC子で、A子は見張り役だったということです。警察の調べで、万引き経験のあるB子が万引きを言い出し、残りの二人も同調したということが判明しました。A子はこんなふうに言っていました。「B子から簡単に盗めると言われた。悪いことだと分かっていたけど、すごく可愛く欲しかったアクセサリーがあったので、じゃあ大丈夫だろうと考えてしまった。ただこれまで実際にやったことはなかったし、B子に“見張っててくれれば良い”と言われたので、その場に立っていただけ。今はすごく反省している。」というふうに述べていたそうです。

A子の家庭は会社員の父とパート勤務の母、そして中学2年生の弟の4人構成です。中学校時代は、陸上部に所属。高校は第一志望に落ちてしまったため、滑り止めで受けた現在の高校に進学したということになります。家族についてA子は、「両親は普通かな、弟はとても頭が良くて、親は将来医者にしたいと考えている。今回の件で、両親からきつくな叱られた。泣いている母の姿を見たときに、本当に悪いことをしてしまったと思った。」と述べていたということです。

この架空事例を通じて、先程申し上げた5つの視点で、どんなことがこの事例の背景にあり得るのだろうか、仮説を立ててみましょうということです。

第一に、非行をとおしてどのような欲求充足を図ろうとしているのかということですけれども、欲しかったアクセサリーがタダで手に入るということが、一番分かりやすい直接的な欲求充足ですね。他には、入学して間もない時期であり、高校に入って出来たお友達と一緒にいたことから、その仲間との結束も深められるということも考えられるでしょう。また、一度は体験したいとの思い、つまり好奇心もあったかもしれません。あとは家族の中でどうも彼女が寂しい思いをしているのではないかといったところに着目すれば、家族の関心を惹きたいということも考えられます。

第二に、非行をとおしてどのような不安を回避しようとしているのかということです。A子は希望の高校ではない高校に入学したということで、そういった落ち込みがあるのではないか、そのために仲間との交遊で、現実から目をそらしていた。その結果、万引きに至ったのではないかという見方が出来たりもするでしょう。あとはここでせっかくできたお友達ですから、万引きに誘われて断つてしまうと仲間外れにされてしまうのではないかという不安から、お友達の誘いに同調したのではないかという見方もできると思います。

あとは軽いうつ状態の可能性。病気のうつではなく、軽く落ち込んでいる状態です。非行に見られるのですが、落ち込んだ状態を脱しようという、何かをすることでそれを紛

らわそうとし、それが非行に結び付いていくことがあります。ですからこのA子も、滑り止めに入学したことによる気分の落ち込みがあって、行動化によって気分転換を図ろうとしたのではなかろうかといった仮説も考えられるわけです。

第三に、非行の中にどのような対象関係があつて、どのような行動パターンがあるのかといったところです。少なくともこのA子の事例を見ると、仲間内ではリーダーシップをとるというよりも、むしろ同調・追従していくタイプではなかろうかというところが見えてくるわけですね。ただし、もしA子が中学校時代陸上部に入っていて、部長のようなことをやっていたとなると少しこの見方が変わるかもしれません。元々活発だったA子が、高校に入って違う動きをしているとすれば、先程の気持ちが落ち込んでいるところと関連がより強くなっています。情報を得ていくことで、色々と見方（見立て）が変わっていくことはよくあります。

第四に、自我のコントロール力がどの程度あるのかということです。この事例を見る限りですけれども、万引きに対する多少の躊躇はあったようです。ただし、友人の誘いに対して抵抗なく応じてしまっている。これまで万引き経験はなさそうだとすると、自分から積極的に逸脱するタイプではないが、周囲には流されやすいという自我の弱さが疑われます。

第五に、本人がよりどころとする関係基盤、支える環境はどうなのかということです。どうも優秀な弟への劣等感がありそうです。親の期待も弟に向いていると感じているため、家庭内で寂しさを感じているのではなかろうかと。お母さんへの申し訳なさを口にしており、親との情緒的なつながりは維持されているのではなかろうかというふうには、見えたりもします。ただ母親に叱られたというのが、どのように叱られたかというところも聞いていかないと、実はまだ分からることもあります。例えば母親が、A子の弟の将来に対する勉強みたいなところを中心としてA子さんを叱っていれば、少し違った見方になってしまいます。

以上、事例をとおして万引きの背景にあるいろいろな仮説をお示しました。要は単純で、軽微な万引きと思われるものでも、その背景を考える必要性を示したわけです。こうした観点から、私から見た万引きの動機を5つに分類・整理しました。

まず、「功利型」です。読んで字のごとく、お金を払うのがもったいないことを意味します。これは比較的思春期に出現することが多いですね。友人から高価なものを万引きした話を聞いて、自分もやってみようかと思ったというケースもあります。

次に、「同調型」です。これも思春期で典型的にみられ、誘われてとか、みんながやっているからということが動機になっている場合です。最近でもどこかの学校で集団万引きがあったという報道がありましたけど、それもこの類型に属したものと思われます。

それから「代償型」です。これは比較的児童期の前半、小学校低学年ぐらいから生じます。本人が意識しているわけではありませんが、家庭の状況に照らして見ていると、親

からの愛情不足をさも埋めるかのように、食料品とか玩具の万引きを行っているというケースがあります。こういったケースはかなり家庭環境の問題というのを考えていかないといけないケースになります。

続いて「関心喚起型」です。これも児童期から思春期前半に見られます。両親の関心をどこか惹こうとする気持ちがみられる場合です。中には虐待をされているなど、家庭に対する不満や怒りが伴っているケースもあります。

最後の「情緒表現型」は、むしゃくしゃしてなど感情の発露として、例えば、いじめや受験等に伴うストレスの発散とか、持つて行き場のない怒りです。

以上、万引きの5類型について申し上げました。万引きは先程少年非行の大半を占めていると申し上げました。非行の入口として万引きがありますけど、一口で万引きといつても、そこに至るまでの経緯や動機というのは様々であり、初期の段階での確な対応がとても重要になってくると思います。

私はよく万引きを風邪に例えています。風邪は万病のもとと言われるように、拗らせれば肺炎になり重症化することもあります。これと同じように万引きといつても、初期の段階で対応がとても重要になるのです。そのためには行動面ばかりに注意を注ぐのではなく、行動の意味やその背後にある課題を考えていく必要がある。行動面を叱るだけではなく、万引きという行動を契機とした「対話」がとても重要になってくる、ということです。特に年齢が下がってくると、家庭環境その他置かれた環境要因の影響を強く受けている場合がありますので、そこは本当に要注意です。小さければ叱ればシュンとするでしょうし、泣いてごめんなさいというようなことになり、一時的に問題行動が収束したように見えます。でも、根幹の課題というのが何ら定義されないと、実はそれが思春期以降、様々な形で再燃化してしまうことがあります。

ですから、問題行動はショックでありますし、二度とやらせてはいけないと誰もが思うのですが、その裏側にある理由というのを是非聞いてみることです。話を聞くということは、実のところとても難しくて、ついつい「なぜ」、「どうして」と問い合わせてしまいがちです。それをやりすぎると子供は心を閉ざしてしまいます。例えば、「お菓子が欲しかった」といった子供の発言を聞いて、そうした気持ちになってことを叱っても効果は期待できないのです。お菓子が欲しかったという気持ちになってしまるのは、ある意味仕方ないところです。仕方ないというのは変に思われるかもしれません、大事なのは、そうした感情を持ったときの「行動選択」が問題なのであって、そこに焦点を当てて一緒に考えていくことが大事となります。

当然ながらこの協議会のテーマである万引きの防止ということは大変重要です。といった防止対策を考えいくうえで、どのような心理的なメカニズム、力動が働いて万引きが行われているか、私たちは共通に理解したうえで対策を考えいくことが必要ではないかという観点で、今回私の方から話題提供も兼ねてお話をさせていただきました。ご清

聴ありがとうございました。

委員の方からご質問やご発言等ございましたら承りたいのですが、いかがでしょうか。

○共生社会担当課長 東京都の宮澤です。先生にお聞きしたいところがあります。先程警視庁の発表のほうで万引きの原因が対象物の興味・消費という部分があったと思うのですが、一方で今先生のお話の中で、その原因の最初のほうに、対象物の消費というものが挙げられていたと思います。大体ここは一致していると考えてよろしいのでしょうか。

○須藤会長 そうですね。先程警視庁さんの分類と少し違っていますが、そこは重なってくる部分もあるかと思います。

○共生社会担当課長 さらにお聞きしたいのは、警視庁の統計ですとかなりの数が消費目的に分類されていて、実はこの中に今お話がございました、欲しいから盗ったというよりは、色々な背景が含まれているから盗ったという背景が全部含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○須藤会長 おっしゃるとおりです。ですから、分類の観点が違うので、そこを細かく見ていくと、いくつか私が先程申し上げたような背景は異なるものが出てくるだろうと思います。

○共生社会担当課長 ありがとうございました。

○須藤会長 他に御質問等はよろしいでしょうか。それでは次第の「5 協議」に移りたいと思います。事務局から委員の皆さま方へ、事前にご意見をいただいております。それのご意見を踏まえて、素案について、改めてお話をします。協議事項の（1）は、2回に分けて協議いたします。まず子供の万引き防止啓発リーフレット・デジタル教材について、ご説明させていただきます。お願いします。

○都民安全課課長代理 事務局の今川でございます。東京都では子供の万引き防止のため、万引き防止啓発リーフレットの改訂等を予定しております。これはこれから説明しますリーフレットに対する子供の考え方や、都として今後のより効果的な子供の万引き防止対策を考えたときに、リーフレットの改訂が必要であると考えたためです。ご覧のように、都は子供の万引き防止を推進するため、リーフレットを平成19年度に作成し、その後改訂を重ねてきました。都はリーフレットについて、子供が万引き防止について学ぶ際、全ての子供が使用し、リーフレットを起点に他の学びにつながる重要な教材であることから、子供の万引き防止事業の基盤であると位置付けております。

実際にリーフレットを使用し学んでいる児童は、どのように考えているのでしょうか。この意識調査は、今年度音楽劇を鑑賞した後に、リーフレットを使って学んだ児童の回答結果です。リーフレットの分かりやすさについて、肯定的な意見が96.1%でした。続いて、リーフレットを使った授業で、万引き防止をしようと思ったかどうか質問しました。結果、児童の肯定的な回答が97.3%であり、リーフレットの分かりやすさも考慮する

と、児童にとってリーフレットは、おおむね好意的に受け止められていると考えます。また先程と同じ児童へ、リーフレットを使ってみて思ったことを選んでもらいました。結果、ご覧のように「もっと絵がいっぱいあると良い」、「自分の考えをもっと書きたい」、「字が多くて読みにくい」、「言葉が多くむずかしい」という声がありました。このことから、児童が都の作成したリーフレットについて、一定の評価をしているものの、差がある改善が必要だと考えます。

以上を踏まえ、都は、児童が万引き防止についてより効果的に学ぶため、次の方向性で今年度リーフレットを改訂しようと考えています。第一に、児童の考え方を踏まえ、リーフレットを改訂する、第二に、児童が一人1台端末を活用し、学校や家庭などで学びたいときに学べるようにする、第三に、リーフレットを基盤に、都ホームページ掲載のデジタル教材も併せて活用して、学びを充実させる、です。

小学校低学年用のリーフレットを例に、改訂案を具体的に説明いたします。まず表紙について、2点ございます。

1つは児童が作成した作品を掲載することで、リーフレットを使用する児童が、より身近な問題として意識されることです。その際、作品のテーマをキャラクターが説明することで、リーフレットを使用する児童が、作品掲載の意図をできるだけ抵抗なく理解できるようになります。

もう1つは、児童が都ホームページ掲載のリーフレットPDF版を使用しやすくするため、クリックすればリンクできるようにすることです。

このページでは2点ございます。1つは、リーフレットにはデジタルワークシート掲載の一部の問題を提示して、関心を持たせることに留めることです。それとともに、都ホームページ掲載のデジタルワークシートとリンクさせ、デジタルワークシートと合わせて使用することで、学びを充実させます。リーフレットを契機として、万引き防止の学びをつなぎたいと考えます。

このことと関連してもう1つは、「自分の考えをもっと書きたい」児童は、リンク先のデジタルワークシート等に一人1台端末で入力できる他、印刷して手書きできるよう、ワークシートのPDF版も都ホームページに掲載することです。

最後に裏表紙です。文を1行で記載し、箇条書きにするなど端的な言葉遣いにすること、また、相談窓口について、キャラクターが「なまえをいわなくてもいいよ」と言葉掛けすることで、児童が相談する第一歩を踏み出しやすくすることです。

さらに、リーフレットに関する問合せ先を電話に加え、アンケートフォームにリンク付けして入力できるようにし、使い勝手を良くすることです。

なお、委員のみなさまからは、事前のアンケートにおいて、多言語にして外国籍の子供も学びやすいようにするなどの御回答をいただきました。今後のリーフレット改訂の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

以上のことと踏まえ、協議事項は、「万引き防止啓発リーフレットのより効果を高める改訂策」についてです。修正案に関するご意見などもお聞かせください。どうぞよろしくお願ひいたします。

○須藤会長 ただ今事務局よりご相談事項につきまして、委員の皆さまからご意見等をいただきたいというお話がありました。ご意見等ある方がいらっしゃいましたら、適宜ご発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

リーフレットそのものは肯定的な評価が高いわけですけれども、より効果的なところを考えてという、そんな視点でのご提案ということでおろしいですか。

○都民安全課課長代理 左様でございます。

○須藤会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特にご意見がないということで、事務局のほうから何か補足的なものはございますでしょうか。

○都民安全課課長代理 特に補足はございません。委員のみなさまには事前に協議事項に関するアンケートにご回答いただいておりますので、特にご意見がなければ、おおむねご賛同いただいたということで、この案に基づいて今後進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○須藤会長 ありがとうございました。それでは次に、子供の万引き防止作品を活用した啓発物についてご説明をお願いします。

○都民安全課課長代理 次に、万引き防止啓発作品を活用した学校周辺地域への啓発方法です。万引き防止啓発作品は、音楽劇を鑑賞した全児童が制作することとしております。目的は2つあります。1つは、音楽劇を鑑賞した後、リーフレット等を活用した授業で、万引き防止について考えを深めたことを、作品として表現する学習のまとめのためです。もう1つは万引き防止啓発作品を活用して、学校周辺や地域に対して万引き防止を啓発するためです。

こちらは万引き防止啓発作品の制作に関する児童の学習効果についての調査結果になります。「万引き防止の作品を作ってみて、万引き防止を使用と思いましたか」という質問に対し、児童の97.5%が肯定的回答を示しております。教員の視点からも94.0%の児童が効果はあると回答をしております。これらのことから、万引き防止作品の制作は、児童の万引き防止を行う意識を育むことに効果があると考えています。

次に、啓発作品のもう一つの目的である、学校周辺地域の住民に対する万引き防止啓発についてです。これは児童が制作した作品が掲載されたポスターやステッカーなどを、学校周辺の掲示板や店舗等へ掲示することで、同世代の子供宅だけではなく、大人にも啓発することを期待した取組です。おおまかに実施校のPTAや学校運営協議会等の協力も得て、学校周辺に掲示してもらっています。管理職や教員が地域と連携して取り組むだけでなく、児童会活動の一環として、地域にステッカーやポスターを掲示してもらうことも取組の案として考えています。

以上のことと踏まえ、協議事項は、「万引き防止啓発作品を活用した学校周辺の地域に対するより効果を高める啓発方法」についてです。なお、委員の方から、事前のアンケートでは、広くポスターの掲示を呼び掛けていくしかないと思うなどの回答がございました。事務局の提案や委員の方からの提案も含めまして、協議をどうぞよろしくお願ひいたします。

○須藤会長 ありがとうございます。委員のみなさまのご意見を頂戴したいということで、ご発言いただきたいと思います。どうでしょうか。

○須藤会長 藤井委員、よろしくお願ひします。

○藤井委員 よろしくお願ひします。私もどちらかというと弁護士として加害者側の支援に関わることが多いので、相談先が無くて困っている子供が多いかと感じるところではあります。作っていただいたポスターも拝見し、お子様たちが一生懸命万引きはいけないと呼びかけていることはすごく良いと思ったのですが、その一方で、呼びかけの対象者であるお子さんが、やってはだめだということもわかっているし、ポスターを見てハッと思う事もあると思いますが、やってしまいたいと思ったときとか、実際やってしまった時にどうしたら良いかわかるように、連絡先や相談先みたいなものも一緒にポスターに掲載すると、より良いかと感じた次第であります。すみません、地域に対するというよりは、ポスター掲示の中身に対する話となってしまうので、ここで発言するのがふさわしいのか分らないのですが、そんなふうに感じました。

○須藤会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。大事な視点での話だったと思いますけれども。

○都民安全課課長代理 現在、相談窓口については、リーフレットやホームページに掲載しています。ポスターに相談窓口を掲載するというのも効果的だと思いますので、検討したいと思います。ポスターはこれから作成しますので、重要なご意見の一つとして受け止めたいと思います。ありがとうございます。

○須藤会長 ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。山岸委員、お願ひします。

○山岸委員 東京都民生児童委員連合会の山岸でございます。申し訳ございませんが、私はこの万引きをさせない協議会の委員でありながら、あまりポスターを見ることがありません。都内区市町村全域にこのポスターは、貼られているはずですよね。どういう状況で配られているか、教えていただけますか。

○須藤会長 いかがでしょうか。

○都民安全課課長代理 ポスターにつきましては、都内全域には配布しておらず、あくまで昨年度に音楽劇を実施しました4校を通じて、各学校の周辺に掲示してもらっています。なお、都ホームページにも同じポスターを掲載しています。

○須藤会長 先程、委員の方から、事前のアンケートでは、広くポスターの掲示を呼び掛

けていくしかないという意見がありましたが、その広く配布してということには、どのように対応するということですか。

○都民安全課課長代理 基本的にポスター等の啓発物については、申し訳ないのですが、予算等の関係から、音楽劇実施校周辺の地域に配布・掲示することになっております。広くというのは、音楽劇を実施した学校だけではなく、その学校周辺の地域にも広くポスターを配布し、万引き防止を啓発することであると考えております。なお、都内全域に関しては、万引き防止事業の基盤となるリーフレットや、それとリンクさせたデジタル教材を使って啓発することを行っております。

○須藤会長 当然予算の縛りもあるでしょうからという話ですね。山岸委員、今のご回答で何かありますか。

○山岸委員 承知いたしました。音楽劇も活発に行っているので、私共の市にも、そういう動きがあつたら素晴らしいと思います。その働きかけというのは、どのようになさっているのでしょうか。

○須藤会長 いかがでしょうか。

○都民安全課課長代理 都の区市町村に対する働きかけという意味でよろしいでしょうか。

○山岸委員 はい、結構です。よろしくお願いします。

○都民安全課課長代理 区市町村への働きかけに関しては、基本的にはリーフレットを毎年度都内小中学校等全域に配布しており、公立学校には区市町村をとおして配布しますのでその依頼の際などに働きかけています。リーフレットは紙面の都合上掲載する情報が限られていますから、リーフレットを基盤に、都ホームページ掲載のデジタル教材や指導者用の指導例も併せて活用して児童が効果的に学べることを紙面で区市町村にも伝えております。

○山岸委員 基本はリーフレットで区市町村をとおして都内小中学校等へ配られ、先生達にも指導例をお伝えしているのですね。承知いたしました。ありがとうございました。

○須藤会長 ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。よろしいでございますか。ご意見ありがとうございました。事務局から何か補足的なことはありますか。

○都民安全課課長代理 ご意見を踏まえて啓発物等を作成していきたいと思います。少しでも広く万引き防止を啓発していきたいと思います。その際、委員のみなさまとの連携という視点も大事だと思っていますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○須藤会長 ありがとうございます。色々予算のこともあると思いますが、大事な取組だと思いますので、よろしくお願いします。続きまして協議事項（2）ですね。健全育成音楽劇についてお願いします。

○都民安全課課長代理 協議の（2）ですが、健全育成音楽劇開催校の選考方法の改訂についてです。

はじめに、健全育成音楽劇の取組について説明します。この取組は、音楽劇開催校を募集、選考し、実施するだけではございません。児童一人一人が健全育成音楽劇の鑑賞に加え、その後の万引き防止啓発リーフレット、都ホームページ掲載のデジタル教材を活用した授業で理解や考えを深め、万引き防止啓発作品を制作することでまとめを行うことを一連の学びとしています。そのため、音楽劇開催校は、万引き防止啓発リーフレット、都ホームページ掲載のデジタル教材等を活用した事後授業を行うこと、万引き防止をテーマとした啓発作品の制作について指導することになります。応募校の中には、これらの理解が十分でない学校も見られましたので、令和8年度における音楽劇の募集要項やチラシ、応募する際のプラットフォームにも記載するようにします。

また、音楽劇開催校は、児童だけでなく、都が作成した啓発物を活用するなどして、学校周辺の地域に万引き防止を啓発することになります。募集要項等に記載するだけでなく、事前の打合せやメールなどで開催校の担当者や校長先生に伝えるとともに、事務局として音楽劇の運営で開催校を訪問した際、校長先生にもその旨を改めて伝え、協力をいたたくようにしています。今年度訪問した学校の中には、校長先生から地域の中心となって取り組んでいる方を紹介していただき、御挨拶することもできました。このように、開催校を募集するときだけでなく、開催に至るまでの様々な機会を利用して、本事業を理解していただき、都と連携して万引き防止を推進していただけるよう、今後も取り組んでまいります。

音楽劇につきまして、子供の非行防止事業における位置付けを改めて検討しました。結果、令和8年度以降の募集対象について、特に「子供の万引き防止に重点的に取り組む必要のある学校」と位置付けました。そこで、各学校が応募する際に記載する内容についても見直しを図りたいと考えています。

各学校が応募する際、従来の主な記載内容はご覧のとおりです。応募の理由を簡単に記載し、啓発作品を作成するか、全学年児童、保護者及び地域住民を対象に音楽劇を実施するかなどの質問に回答する内容でした。

こちらが改訂案です。主に3点あります。第一に、応募校における児童の万引きに関する状況について、可能な範囲内で記載してもらうことです。第二に、都と連携した万引き防止に係る取組の計画について、具体的に記載してもらうことです。第三に、応募校を拠点とした学校周辺の地域住民に対する啓発方法について、具体的に記載してもらうことです。なお、②応募校における取組状況、③応募の理由については、従来からの記載内容ですが、より具体的に記載してもらうよう記載してもらう欄を確保します。

以上のことを踏まえ、協議事項は、「健全育成音楽劇開催校のより良い選考方法」についてです。修正案に関するご意見などもお聞かせください。どうぞよろしくお願ひいたします。

○須藤会長 ありがとうございました。では、ただ今の協議内容につきまして、委員のみ

なさまからのご意見を頂戴したいと思います。ご質問を含めてご発言いただければと思いますが、どうでしょうか。

私からですが、この応募にかかる主な記載内容で、応募校における児童の万引きに関する状況という項目ですけれども、どんな感じの記載をしているイメージしていますでしょうか。5番の啓発方法を含めて、具体的なイメージが分からなかつたものですから、教えていただければと思います。

○都民安全課課長代理 まず①の万引きの状況についてですが、これは例えば過去3年間程度において、個人の名前は出さずに、万引きが発生した年度、件数、学年など、あくまで可能な範囲で具体的に記載していただくということをイメージしております。具体的に記載していただくということをイメージしております。

また、⑤についてですが、これは基本的に都が作成した啓発物を使って地域に万引き防止を啓発していただくようになると思いますが、音楽劇実施校の管理職が啓発する際に、例えばPTAの方や地域住民の方にお願いするだけではなく、先程案の一つとして示しました児童会活動の一環で地域に啓発することも考えています。学校が地域への万引き防止の啓発方法をどのように考えているかについて具体的に知りたいということの一つです。

○須藤会長 ありがとうございます。①については、学校は児童の万引きの状況をどうやって把握するのかについてです。学校は児童に対して、万引きを行ったことのアンケートを積極的に取っているわけでもないと思いますので、結果的に万引きがあったという保護者からの連絡などで把握するのでしょうか。

○都民安全課課長代理 学校が児童に対して万引きを行ったかというアンケートを一斉に取るということは想定しておりません。基本的に店舗や保護者等から連絡があって学校に情報が入ると思っておりますので、そういったことで把握している情報を、可能な範囲で記載していただくということです。

○須藤会長 積極的に万引きの状況を把握しろということではなくて、店舗などから学校へ情報が入ってきてそれによって学校が把握する。それで学校の万引きの状況はこんな感じでという話ですね。

○都民安全課課長代理 左様でございます。都へ応募するということは、学校としても既に何らかの手立てを取っているけれども十分な効果が出ないため、都と連携してより効果的に万引き防止へ努めて生きたいと考えていることを想定しています。そのため、ある程度の実態は、学校として把握しているものと考えています。

○須藤会長 分かりました。ありがとうございました。他の委員の方はいかがでしょうか。先程冒頭で音楽劇に関する理解が十分ではない学校があったということを言及されていましたけれども、その点補足していただいてよろしいでしょうか。

○都民安全課課長代理 承知しました。音楽劇の開催校に選ばれた学校の中には、1単位

時間音楽劇を見て終わりだと捉えている学校がありました。本事業は、音楽劇を鑑賞するして終わりではなくて、その後の指導、啓発作品の制作、啓発物を活用して学校周辺の地域にも万引き防止の啓発を広めることも含めて、開催校として応募するということになります。

○須藤会長 分かりました。あくまでも音楽劇を鑑賞すること自体が目的化しないということですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、委員の方からのご意見はないようですので、それを踏まえて何か事務局から補足等ありますか。

○都民安全課課長代理 色々とご質問ありがとうございました。本案につきましても、おおむねご賛同いただいたということで、ご意見を踏まえて今後進めて参ります。ありがとうございました。

○須藤会長 ありがとうございました。以上で協議事項は終わらせていただきまして、続いて連絡事項をお願いします。

○都民安全課課長代理 先日、委員のみなさまに令和7年度万引き防止啓発作品に関する本審査のご依頼をさせていただきました。今年度は、標語部門、イラスト部門、4コマまんが部門の3部門を審査していただきました。このたび、優秀作品が決定しましたのでご報告いたします。原則、各学校、部門別に、代表作品の中から低学年から上位1作品、高学年から上位1作品を優秀作品として決定しました。今後、各学校をとおして、優秀作品の作者へ報告いたします。なお、作者の氏名は公表せず、学校名及び学年のみ公表いたします。委員の皆さんにおかれましては本審査へのご協力ありがとうございました。

はじめに、標語部門についてはこちらです。

イラスト部門につきましては、2校ずつ紹介します。次の2校です。足立区立中川北小学校は、低学年の代表作品のみの提出でしたため、1作品になります。

4コマまんが部門です。優秀作品のご報告は以上です。

最後になりますが、先日、委員のみなさまに子供の万引き防止のために、都と連携して取り組んでいただける取組についてアンケートを行いました。多くの委員のみなさまから、具体的な取組につきまして御回答をいただきました。ありがとうございます。今後、御連絡させていただくことがあると思います。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○須藤会長 以上で今日予定していた議題は終了となりますけれども、いかがでしょうか。色々な団体等の方にご出席していただいているのですが、何かご発言、ご質問がありますでしょうか。藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 藤井です。先程、相談窓口があるのではないかということをお話して、関連して、事務局に事前アンケートへの回答で備考欄に記載したものがあるのですが、画面共有をしてよろしいでしょうか。

○須藤会長 事務局は画面共有してもよろしいでしょうか。

○都民安全課課長代理 相談窓口の共有でしたら、共有をしていただければと思います。

○藤井委員 はい。こちらは私が所属しております第二東京弁護士会で行っている無料の法律相談です。LINEで若い世代のお悩み相談を受けています。関係団体のみなさんがいらっしゃるので、ぜひ皆さんにもご利用いただき、また周知していただきたいということと、なかなか相談するのが難しい内容でも、弁護士はあなたの味方ですよという目線で発信しているので、相談しやすい窓口の一つとして考えていただいても良いかと思っています。もし何か周知する機会があればと思い、宣伝させていただきました。本日はありがとうございました。

○須藤会長 ありがとうございました。とても大事だと思いますが、リンクを貼るなど様々な形式で利用してよろしいでしょうか。

○藤井委員 はい、問題ありません。東京都の自殺対策事業の一環でやらせていただいておりますので、積極的に拡散していただければと思っております。須藤先生の講演も聞かせていただいて、加害者側の気持ちも考えないといけないと常々思っていたので、機会があれば是非お願ひします。

○須藤会長 そうですよね。警察にもこのような相談窓口がありますね。

○藤井委員 トクリュウは自分が被害者側にも加害者側にもなる可能性があるので、両方あつたほうが良いと思います。

○須藤会長 そういう意味で色々なネットワークがあると良いと思います。ありがとうございます。是非そのあたり事務局にご検討をいただければと思います。今の件はいかがでしょうか。

○都民安全課課長代理 ありがとうございます。貴重な窓口になると思いますので、情報提供いただきましたことも含めて検討いたします。

○須藤会長 他の委員の方はいかがでしょうか。他の取組をご紹介していただいても結構が、よろしいでしょうか。

本日は色々活発にご議論いただき、ありがとうございます。本日の議題は以上です。
進行を事務局に戻したいと思います。

○事務局職員 須藤会長ありがとうございました。以上をもちまして、「第28回子供に万引きをさせない連絡協議会」を終了いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

それでは、これにてオンライン会議室を閉じさせていただきます。ご参加の皆さまにおかれましては、ウィンドウを閉じてご退室ください。失礼いたします。

(午前11時47分 閉会)